

# 顧問弁護士の活用を!

弁護士 佐久間 信司



うちはまだ顧問弁護士を持つ身分でないという会社経営者の発言を耳にすることがあります。かつて顧問弁護士を持つことが会社のステイタスの一つという時代もありました。しかし最近では弁護士事務所も敷居が低くなり、中小企業でも法律事務所と顧問契約をすることが増えてきました。

現代はスピードの時代。一朝事が起きてから弁護士を探しているのは後れを取りますし、顧問として日常的に付き合い、会社の業務内容を理解していて貰った方が効果的に弁護士を使えるのではないのでしょうか。弁護士は電話してもなかなか捕まりませんが、今やパソコンや携帯メールの時代。顧問弁護士ならメールを送っておけば素早いリスポンスが期待できます。昔から医者と坊主と弁護士とは仲良くしておけといえますね。

それに紛争が起こってからスポットで弁護士を頼むと、どうしても割高になります。ボヤのうちに紛争の芽を摘む弁護士の

使い方がリーズナブルです。往々にして企業経営者が心配する顧問料もそう高くないです。企業規模や業務量により一概には言えませんが、通常なら月額三万〜五万円程度で顧問契約は可能です。顧問料は全額経費で落ちますから利益を出している企業ならほんの僅かなコストです。

また一人の弁護士を顧問に委嘱するケースがほとんどですが、シニアの弁護士?豊富な経験知?と中堅若手の弁護士?行動力と気安さ?とを組み合わせる顧問を委嘱するケースもあります。

中小企業の社長は諸事に忙しい。社業以外の法律問題は専門家に任せ、社長は業績アップに注力するのが企業発展の秘訣ではないでしょうか。中小企業にも顧問弁護士の活用を検討して頂きたいものです。なお当事務所で企業顧問業務に関心が強い弁護士は加藤、北村、夏目、川口、小田、中山、漆原と私の中小企業支援法務部員。

